

犬猫による迷惑防止対策についての意見交換会（意見交換概要）

平成 22 年 2 月 5 日（金）14 時～

名古屋市役所西庁舎 12 階第 10 会議室

コーディネーター	<p>3 年前まで環境省に勤務しており、平成 17 年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正時に、動物愛護管理室長として動物愛護管理行政に携わっていた。本日の意見交換会の趣旨について補足する。「名古屋市犬猫による迷惑防止対策についての研究会」の報告書はまとまったが、今後、名古屋市が、何をすべきか、何を考えていくべきか、ということについて、市民の方から、ご意見をいただいたり、意見交換をしたいという趣旨で開催するものである。この意見交換会は、何かを決めるものではなく、これを取っ掛かりとして、いろいろなことを展開していこうという第一歩と考えてもらえればいいのではないかと。参加者は、いろいろな立場でいろいろなご意見を持っている。ふだんの付き合いの中では、似たような立場の人と話をする機会は多いかもしれないが、全く自分と違った立場の意見を身近に聞ける機会は、なかなかないと思う。自分の意見とは異なるところもかなりあるとは思いますが、答えはひとつではなく、いくつか答えがあったりする。違った意見であっても、その意見は間違っていると心のドアを閉めてしまわずに、せっかくの機会なので、「こういう立場に立つとこういうふうにも考えることもあるのか」というようにいろいろな方の意見を聞くようにしてもらえればと思う。平成 17 年の法改正の際、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を環境大臣が策定することになった。この基本指針のポイントはいくつかあるが、その中のひとつに、「個人の感情と社会的なルールは別のものであって、これを分けて考えていかななくてはいけない」ということがある。例えば、動物がかわいそうだから肉は食べないという考えは、それはそれでいい考えだが、あくまでも個人の考え方で、現段階では社会全体に強制する話ではないというようなことである。本日の参加者個人個人の思いと他の人の思い、市民全体の思いは違う。そういうことも含め、いろいろなことを知るいい機会になるのではないかと。</p>
参加者 1 (千種区)	<p>他の 6 大都市の方から、「名古屋市に協議会と動物愛護推進員がないのはどうしてか」と聞かれる。以前、愛知県庁の担当者が「協議会や推進員に、動物愛護団体の者が入らないから作らない」と言ったとき、私はとてもうれしかった。早々に協議会ができた都市の方からは、「現場と分離している」という話を聞く。名古屋市の機が熟するのを待っていた。行政は、長い間「猫にエサをやるな」と言ってきた。その考えが市民に染み込んでおり、未だに町内会長が「猫にエサをやるな」という回覧版を回している。行政には、その巻き返しをやってい</p>

	<p>ただきたい。現在、ボランティアの活動は「点」で、「線」にもなっていないが、「点」を「線」にし、社会性を持たせれば「面」になる。早く社会性を持たせるようにしてほしい。</p>
食品衛生課長	<p>「猫にエサをやるな」と言うだけでは、本質的な解決にはならないと認識している。「名古屋市犬猫による迷惑防止対策研究会」からも、このような問題は、行政機関だけでは解決できないので、地域住民、ボランティア、獣医師会などそれぞれが協力して対応すべきとの意見をいただいている。現在、いろいろと検討しているところなので、今後もアドバイスをいただきたい。</p>
参加者2 (千種区)	<p>「名古屋市犬猫による迷惑防止対策研究会」からの報告書のイメージ図を見ていて、これが実現したら嬉しい。しかし、「所有者の判明しない猫の引取り」がイコール殺処分にならないか不安である。友人と子猫の里親探しをしたことがきっかけで、子猫が集まってくるようになった。自分が子猫を預かるときには、その親猫に手術をすることを条件にして引き取っている。しかし、いくら里親を探して譲渡しても、それを上回る数の子猫がいる。避妊・去勢手術をし、子猫が生まれてこないようにしないことにはエンドレスである。その手術費用を何とかしてほしい。もっと獣医師と協力できないか。補助を多く出してもらえないか。春日井市では、野良猫の避妊・去勢手術費用が5千円でできる。5千円くらいの負担でできるのであれば、まだなんとかやれる。市内では協力してくれる獣医師が少なく、予約をとるのも大変。病院まで連れていくことができない方もいる。安いお金でさえも負担することが難しい人に手術をお願いすることは大変。それが解決すれば、3年くらいで処分する猫の数が半分くらいになるのではないか。</p>
天白保健所 生活環境課長	<p>そのような活動をしていただくのは、大変ありがたい。私たち行政機関も変わっていかなくてはいけない。活動は是非続けていただきたい。</p>
食品衛生課長	<p>犬猫の殺処分が多い問題は、緊急に対応していくべき課題と認識している。殺処分の多くは子猫で、野良猫が多いからといわれている。避妊・去勢手術がなされてくれば、殺処分が減るという話はずっともな話である。名古屋市は、限られた予算の中で避妊・去勢手術費用の補助を行っており、政令市の中で一番多くの予算を費やしている。なるべく多くの方が手術をする機会をもつために、1頭あたりの補助単価は数千円だが、毎年2月くらいには予算を使い切ってしまう状況である。手術費用全額を負担することは難しいが、補助額等を検討しながら、効果的な方法を考えていきたい。</p>
コーディネーター	<p>野良犬や野良猫を減らす話にしても、迷惑防止の話にしても、いろいろな問題が複雑に絡み合っており、何かひとつだけやれば解決するという単純な問題ではない。いろいろなことを同時並行的にやっけていかなくてはいけない。こういう問題は時間がかかる。長いスパンで取</p>

	り組み、気長に結果を待たなくてはいけないこともある。
参加者 2 (千種区)	先ほど、避妊・去勢手術費用の問題が解決すれば、3年くらいで処分する猫の数が半分くらいになるのではないかと話したが、スタートが遅ければ遅れるほど、その3年先がもっと先になる。
コーディネーター	研究会の報告書がまとまって、名古屋市もスタートを切り始めていると考えてもいいのではないか。
参加者 3 (千種区)	名古屋市は、ダブルスタンダード。3年前から、家の周囲に約30頭の犬が来てフンをさせていく。町内会長に苦情を言ったが、何もしなかった。30人の住民と言い合いになったこともある。それを言ったおかげでフンは半分に減った。3年が経ち、今は1、2頭しか家の周囲を通らない。名古屋市は、取り締まり、パトロール、町内運動などをやっていると言っているが、実際は誰もやっていない。個人の自宅周辺の公道を他の住人が犬猫を連れて歩き、フン尿を垂れ流しにすることを注意したら、その住民は「公道だから文句を言われる筋合いはない」というほどのモラル。公道を管理している市当局は、公衆衛生上どういう基準で判定しているのか。条例もない。取り締まる意思もない。クレームをつけられた人から人権問題だと反論されたとき、人権問題をどう考えるのかをはっきりさせる必要がある。これは、法律の問題。条例を作らない限り、これ以上は無理。商売用の犬を3、4頭連れて歩くブリーダーがたくさんいる。ペット業者は金儲けするだけで、名古屋市は野放しにしている。名古屋市は、一体何をしているのか。条例など目に見えることを何一つとしてきちんとやっていないのは大きな問題。
食品衛生課長	この問題はモラルの問題で、難しい面もある。地域でキャンペーンをしたり、特定の飼主が分かれば保健所が指導している。しかし、指導しても効果がない場合はどうするかという課題がある。「名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例」は、措置命令、罰則を規定しているが、そこまでの対応は困難なのが現状である。この問題に対しては、個別の指導をしながら、新たな規制も視野に入れて、検討していきたい。他都市では、北九州市などで過料の規定があるが、適用事例はないと聞いている。他都市でも同じように困っているので、他都市の状況をよく研究し、効果的な対策を考えていきたい。
コーディネーター	最近、だいぶモラルが良くなってきたが、犬のフンを放置したままという飼主も少なからずいる。少なくとも、犬のフンを放置してはいけないことは当たり前である。それを守らせるために、普及啓発をしてモラルを高める必要があり、それでも埒があかないのであれば、法的な措置も考えていくことになるのではないかと思われる。
参加者 3 (千種区)	公道と公園でフンをさせる人を取り締まることは、名古屋市に徹底してもらわないといけない。
コーディネーター	そのことについては、コンセンサスが得られている。また、フンを拾っても跡が残るので、家の前でやられたら嫌なことと思う人も少な

	<p>くない。拾えばいいという考え方も将来的には間違った考え方になるのではないか。散歩の前に排せつをすませ、散歩は運動と気晴らしのためのものということを徹底していく動きも出てきている。まずは飼主に犬猫の適正な飼い方を教え込み、理解してもらうことから始めることが大切である。</p>
<p>参加者 4 (北区)</p>	<p>生後 8 カ月以上にならないと犬猫を売買できない国もある。日本では小さいほど売れる。動物の本能として、親は子が小さいうちにいろいろなことを教える。それにも関わらず、早い時期に親から子を分離して売買するので、買った人がきちんとしつけすることができなくて困っているケースがある。幼齢犬猫の販売は、法律で規制してほしい。犬猫を売る際、家や経済力の調査をしたり、飼育の責任者になる人を決めたり、販売する際にしつけのことなどいろいろな指導をした上で、買う権利ができる国もある。日本もきちんとした売買をして、無責任に捨てることがなくなるといい。犬を散歩させるのはほとんど公道だと思うが、日本にはドッグランが少ない。小さい公園がたくさんあるが、少子化のせいか子供の姿をあまり見かけない。地域によっては、そういう公園をドッグランとして活用すると、犬が伸び伸びと走ることができ、苦情対策に一役買うのでは。刑務所の中で補助犬の訓練をして犬が役立ったり、反対の面からは受刑者の更生に役立つという部分もあるので、こういう方法も考えるといい。学校で子供に動物のしつけの仕方やかかわり方を教えると、子供が家に帰って親に話すことも多い。広報などに書くのもいいが、読まない人もいるので、学校で教えることはすごくいい方法である。動物を買う前に登録し、登録した人が買いに行く、そして責任者を決めるという登録制にしてはどうか。増やさないためには、不妊手術が手っ取り早い。しかし、手術費用が高いと何匹もできない。アメリカでは、巡回車がいろんな地域を回って、車中で手術し、傷が治ったら地域に開放するという運動をして、殺処分はほとんどなくなったときいている。今、日本では、熊本が殺処分をゼロにする運動をしており有名になっている。名古屋もこういう活動をして、野良猫対策日本一にしてみたい。</p>
<p>動物愛護 センター所長</p>	<p>平成 17 年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、幼齢動物の販売については、離乳を終えて親と同じような餌を自力で食べることができるようになった動物を販売することが決められた。この際、幼齢動物の販売については、中央環境審議会の動物愛護部会の中で、8 週齢等の具体的な数値を示すことを今後検討していくことになったものと記憶している。動物愛護センターには、中学校の体験学習などでいろいろな子ども達がきている。「名古屋市犬猫による迷惑防止対策研究会」の報告書でも、「次世代を担う子どもへの教育」を大きく掲げている。今後、動物愛護センターは、学校の授業に積極的に出向くなどし、適正飼養や命の大切さなどの教育をしていきたい。猫の登録については、所有明示が大切だということで、研究会の</p>

	<p>中でも議論された。所有者のいない猫と飼い猫の区別が重要ということで、多くの委員が賛成であった。しかし、市全体に網をかけるのは難しいのではないかと、義務化することは理解が得られず難しいのではないかと、市はルールづくりをして地域を限定してやっていったらどうか、などの意見があった。厚木市では、避妊・去勢手術費用の補助を受けるためには、猫の登録が必要で、猫鑑札を出していると聞いている。しかし、鑑札を付けてもらえない、避妊・去勢手術費用の補助を受けるための登録制度となっている等の課題があると聞いている。また、岡崎市でも所有明示を行った方に飼養を届け出てもらおう制度を実施しているが、なかなか市民に広がっていないという話を聞いている。登録制度については、今後の検討課題であると考えている。</p>
<p>参加者 5 (北区)</p>	<p>自分は、飼主から迷惑を受けているマンション住民。マンションでも、数年前から飼う人が増えてきた。上下の階の住民が布団を干してたたくので、洗濯物に毛や臭気が付着する。夜中に息苦しくなるのだが、はじめは原因が分からなかった。次第に、臭気が強くなってきて、毛が原因と分かった。原因が分かたら、今度は干した洗濯物をまた洗うようになった。空しい。水道代が何倍にもなった。管理組合に言ったら、張り紙をしてくれたのだが、その張り紙は刃物で切りつけられた。管理組合の人が飼主に話をした後、管理組合の人は自分に「あなたの体に欠陥があるのではないかと」言った。欠陥があるのなら、尚更これは死につながる。マンションの規則では、飼ってはいけないという規則になっているにもかかわらず、飼主は犬が好きだから、可哀相だから飼いたいと言う。規則は、作ったものを守らせることが大切。規則があっても守らない人にはどうしたらいいのか。</p>
<p>天白保健所 生活環境課長</p>	<p>保健所の立場では、契約に関する部分に介入するわけにはいかない。もう既に飼われている動物を排除するようには言えない。飼ってはいけないという規則を緩くすることと併せて、迷惑をかけないように飼うためのルールを作っていくという解決方法もある。</p>
<p>参加者 3 (千種区)</p>	<p>これは人権の問題なのでは。</p>
<p>コーディネーター</p>	<p>飼ってはいけないという規則があるのに飼っているのであれば、マンションの規則を守らせることで解決していく問題である。</p>
<p>参加者 5 (北区)</p>	<p>研究会の報告書に、「集合住宅が管理規約を作る際に参考となるようなガイドラインの作成」と書いてあるがどういうことか。</p>
<p>食品衛生課 獣医務係長</p>	<p>ルールを守らない飼主がいる場合、保健所が飼主に話をすべきことについては話をします。研究会の報告書に書いてあることの意味は、動物を飼ってもいいというマンションが管理規約を作るとき、参考になるようなガイドラインを行政が作成しておくなどの手伝いができるのではないかと、ということである。</p>
<p>参加者 5 (北区)</p>	<p>「保健所は関係ない」ではないのでは。やはり、保健所には、中に入って相談に乗っていただきたい。</p>

コーディネーター	民事の問題でもあるので、こういう問題を相談できる市の相談所を後で紹介する。
参加者 1 (千種区)	マンションでもきちんと飼われているところでは、そのような問題は起きていない。ペットを飼うことができるマンションでも、布団をたたくなどして、犬の毛などで下の階の住民に迷惑をかけるような行為をしてはいけない。
参加者 6 (西区)	ペット不可のマンションで既に何軒も飼っているのであれば、ペットを飼っている人の管理組合を作らせ、人に迷惑をかけないようなルール作りをさせてはどうか。
参加者 6 (西区)	<p>「犬猫による迷惑防止」という表現は、カラスや野生動物並みの表現である。犬猫には飼主がいるはずだし、飼主のいない猫についても元々いたはずなので、「犬猫の飼主による迷惑防止」と書くべきではないか。大抵の記事には、「飼主のいない猫を増やさないように」と書いてあるが、研究会報告書では「減らす」という表現を使っている。名古屋市は、殺処分することにより飼主のいない猫が減ったのかというと、殺しても減っていない。研究会報告書に「猫の保護」という言葉を使っているが、「保護」とは「かばう」こと。名古屋市では、殺処分することを「保護」というのか。これらのことから分かるように、名古屋市の動物行政は冷たい。今後、書き方や物の言い方には気をつけてほしい。研究会報告書に「名古屋市は行政機関が中心となって様々な対策を推進してきたが」とあるが、名古屋市は「エサやり禁止」の看板を立てたり回覧をまわしただけで、いかに意味のない対策だったか。猫にごはんをあげている人たちを追い詰めるだけの対策だった。モラルの低い飼主への対策を推進することは重要で、これに尽きる。名古屋市営住宅はペット不可だが、県営住宅ではペット可のところが出てきた。ペット禁止ではなく、迷惑をかけない飼い方を推進していくことが大切で、このような話し合いが住宅問題への働きかけにもなることを期待する。猫の登録については、登録料を払うのか、室内飼いの猫をどう把握するのか、自己申告に頼るのか、密告制をとるのか、罰則を設けるのか、登録すれば外にいる猫が減るのか、登録すれば避妊・去勢手術が徹底されるのか、飼主のいない猫は捕獲されるのか。登録制度は何が目的か分からない。犬でさえ登録率はかなり低い。捨て猫防止に対し、登録制度がどれほどの効果があるのか。「所有者の判明しない猫のうち、自らの力で生活できない子猫については保護しているが、それ以外の猫については引取っていない」と書いてあるが、名古屋市は何でも引取って殺処分している。だから殺処分が日本一である。「所有者のいない猫と共存する」と言いながら、矛盾している。環境省告示で、「犬猫の引取りは緊急避難措置として位置づけられたもので、終生飼養やみだりな繁殖防止などで減少していくものであるとの観点にたつ」と書いてあるが、名古屋市では減少していない。研究会報告書に「保健所や動物愛護センターにおいても講習</p>

	<p>会などで積極的に市民に働きかける」と書いてあるが、動物愛護センターで人を集めても、一定レベル以上の人しか集まらないので、効果は薄い。レベル以下の人に対してやらないと良くはならない。研究会報告書に「地域が一体となって問題の解決にあたる」と書いてあるが、コミュニケーションが活発になれば犯罪防止につながる。「次世代を担う子ども達への教育・啓発」については、人と動物と自然の相互作用が命の教育には大切なことで、子どもたちが人と動物と自然ともっと触れ合い、動物や自然に関する知識を体感・体得することができれば、それが生涯にわたり優しさ、思いやり、命の大切さ、責任感、判断力、勇気、主体性が身についてくるはずである。そのため、幼児期からの教育が大切である。</p>
コーディネーター	<p>いろいろな問題が山積している。しかし、予算も人員も限られている中、何をどこからどう手をつけていくかということを整理したのが研究会の報告書である。こういったメニューを踏まえたうえで、これから名古屋市が考えながら具体化していくという段階であり、これが第一歩である。焦る気持ちは分かるが、温かい目で名古屋市を支援していただければと思う。</p>
生活衛生参事	<p>モラルを守る気のない人に対しては、啓発だけでは難しい。研究会を設置したり、意見交換会を開催することになった発端は、このような状況を一步前に進めるために実効力のあがる対策を検討することだった。モラルを守る気のない人への取り組みを重要な位置づけとして考えている。</p>
参加者7 (中区)	<p>小型犬を飼っている。公道で散歩させるのはどうかと言われても、公道しか散歩させるところしかない。自宅で排せつさせるしつけをするのに失敗してしまったので、外でフン尿をしてしまう。自分の責任で、フンを取り、ペットボトルに水を入れて持ち歩き、フン尿は水で流すようにしている。犬を買うのはペットショップで買うことが多い。ペットショップなどで講習会を開催し、子犬のしつけや散歩の仕方などを教えてもらえるとよい。動物愛護センターは遠いので、ペットショップや公園などでしつけ方教室や講演会をやってもらえるとよい。その際、飼主としてのモラルを啓発するとよい。ペットショップでかわいいからと買っていく人がいる。ペットショップは、家族構成を確認したり、犬の運動量を説明するなどし、その家族にあった犬種をすすめ、最期まできちんと飼えるかどうかを確認してから販売するようにしてほしい。そこまですれば、保健所に持ち込むような可哀相な犬はいなくなっていくのでは。室内で飼う小型犬だからといって、狂犬病の予防注射をしない人もいる。ペットショップで犬を販売する際に、ペットショップが狂犬病の注射料金を初めに徴収し、飼主に引換券を渡し、飼主は引換券を動物病院に持っていけば注射してもらえるというようにすればいい。1回注射を受ければ、次から行くようになるのでは。狂犬病の予防注射は義務なので、皆が必ずできるよ</p>

	うなシステムを考えてもいいのでは。
コーディネーター	平成 17 年の動物愛護管理法の改正により、ペットショップに事前説明についての規制ができた。寿命などを説明した後、顧客からは確認の署名をもらうこととなった。法律や条例を作った方がいいという意見があるが、守られなければ意味がない。そのため、まず、教育やモラルの育成を図ることも大切である。犬の登録率が 5 割という話もある一方で、いろいろな動物の登録制を作るべきという意見もある。しかし、猫の登録制度を作っても登録率が 2、3 割になるかもしれない。何かやらなければいけないのだが、答えはひとつではないと思う。
参加者 8 (昭和区)	30 年に渡って野良猫の被害を受けている。近所に無責任な地主がおり、廃屋を放っておくので野良猫が住みついた。その大家は近所にアパートをいくつか所有しており、アパートの入居者が野良猫にエサを与える、ということが続いており、野良猫が一向に減らない。ワンルームアパートの住民は地域とのつながりが薄く、モラルも低いし、回覧も回らない。罰金を徴収することはできないか。東京都荒川区では条例を作ったようだが、名古屋市も条例を作って、いけないことだということをもっと周知するとよい。自分がアパートの住人に直接苦情を言いに行くと、刑事事件になる可能性もある。苦情を言いに行くにしても、罰則まで規定した法的根拠がない。フランスのパリでは、罰金制度を作ったことで、効果があったと聞いている。実効性を伴う罰金制度の検討をしてほしい。罰金を徴収することにより、財源にもなる。罰金で避妊手術費用の財源にすることもできるのではないか。野良猫にエサを与える人でもペットフードを使っており、コンビニエンスストアでも販売している。タバコのように、ペットフードの包装にマナーの周知をしたらどうか。モラルがある人はあるが、ない人はいつまで経ってもない。だから 30 年たっても野良猫が減らない。入居者の名前も性別も把握せずに入居させ、「苦情は役所と警察に」というアパートの大家もいる。こういう大家に対する優遇措置を撤廃してはどうか。
食品衛生課長	荒川区の条例は平成 21 年 4 月から施行されているが、まだ罰金等を適用した事例はないとのことである。罰則付きの条例をつくっても適用が難しいということはあると思う。実効性のある対策は是非とも必要なところなので、他都市の状況を集めながら、今後詰めていきたい。
コーディネーター	難しいところだが、安易な餌付けは好ましくないということを、国も示しているので、昔よりは前進したのではないか。猫の室内飼養についてもそうだが、みんなの考え方として確定するまでに二十数年間かかっている。安易な餌付けが好ましくないことについても、ひとつの決まりごととして、動物愛護管理基本指針に示されたので、これをいかに実効性のある形にしていくか、その手法をみんなで考える時期

	に来ていると思う。
参加者9 (瑞穂区)	自分は猫にエサをあげているが、きちんと後片付けをしている。エサをあげて懐いてもらわないと、避妊・去勢手術することができない。そして、里親を探すか、動物病院でチップやピアスをつけている。10年前、名古屋に来たとき、マンションの前でエサだけやる人がいた。それを見かねて、今もこのような活動を一人でやっている。ようやくほとんど手術した。頭ごなしにエサをあげては駄目と言われると、情けなく、また辛くなる。参加者8さんの周囲に、きちんと責任を持ってエサをあげる人がいると助かると思う。何かあったときにすぐに動ける「何でも課」のようなものを作り、保健所でもいいが、ボランティアを紹介するようにしてほしい。虐待した人は、お金を払えば釈放されてしまうので、命の大切さを教えるために、動物愛護センターでボランティアをさせた方がいい。猫よけのとがったものが販売されているが、それで怪我をして化膿し、手が駄目になってしまった猫がいる。これは、知らない間に虐待していると思う。公園で猫の頭に砂をかけている子どもたちに対し、誰も注意する人がいない。そういう情けない大人になってはいけない。子どもが小さいときから動物に触れさせることが大切。熊本では殺処分ゼロを掲げている。そういうところからも学ぶところもあると思う。ボランティアの輪が広がるように、こういう会を開催してほしい。
食品衛生課 獣医務係長	役所だけではどうにもならないようなことがあり、地域の方に助けてもらっていることも多い。役所が声をかけた場合は助けてもらえるものか、役所は役所でやるべきと思うか、ご意見を聞かせていただきたい。
参加者9 (瑞穂区)	自分は知らない土地に来て一人で活動していたので、そのことで保健所に相談したこともある。しかし、保健所から「猫は放っておけば大丈夫」と言われた。名古屋は冷たいところだと思った。こういう機会を契機に、行政と私たち、そしてもっといっぱい人が増えていくような方向で頑張っていけたらいい。
コーディネーター	仕事の都合などもあるが、みなさん、できる範囲内で行政に協力したいと思っているのではないか。
参加者6 (西区)	行政しかできないこととボランティアしかできないことがある。一緒にやっていけば、たくさんことができる。今回の意見交換会は、少しその門戸を開いてもらったものと思っている。
参加者10 (瑞穂区)	数年前に引っ越してきた方は、犬を散歩に連れて行かず、ベランダでフン尿をさせている。うるさいし、臭いし、夏にはハエが発生するので、洗濯物を外に干せずに困っている。子犬だけは買い物に連れていくが、つないでおらず、エレベータの中でフン尿をする。マンションの総会で問題にしたこともあるが、何度言っても総会に出てこないし、文書を渡してもそのままである。管理組合には、個別に民事訴訟を起こしてくれと言われる。保健所に相談したこともあるが、状況は

	一向に良くならない。マンションのベランダで大型犬を飼ってはいけないという条例を作れないか。どうしたらいいのだろうか。
食品衛生課長	かなり具体的な個別事例についてどうしたらいいかといったご相談であることから、瑞穂保健所で相談に乗らせていただくので、ご相談いただきたい。
参加者 1 1 (港区)	自分の言いたいことはもう既に出て、返答も聞いているので、今回意見を言うのは、遠慮する。迷惑を被っているが、かなり素直に注意を聞いてくれる飼主が増えてきた。
参加者 1 2 (南区)	朝早く又は夜遅くに犬の散歩をする人は、フンを始末する道具を持っていないことが多い。フンをして後始末をしないので困っている。猫については、新築したばかりの門柱に爪をたてるし、畑などに種をまくとすぐに掘り返してしまう。ウンチも臭いし、玄関にしていくこともある。お年寄りで野良猫にエサをあげる人がおり、飼ってくれればいいけれど、エサをやるだけ。みんな張り紙をしているが、迷惑している。保健所に言うと、猫はなかなか難しいという。子猫が産まれて増えていく一方で困っている。もっと安く避妊・去勢手術できるように、市が援助すべき。野良猫を増やさないようにすることが、猫をかわいがることだと思う。
参加者 9 (瑞穂区)	みんなでエサをやって世話をしようと言う人はいないのか。
参加者 1 2 (南区)	迷惑している人が多いから、そこまで頭を利かせる人はいない。
食品衛生課長	すぐにと言われても難しいかもしれないが、南保健所が調整役としての機能を果たしながら、協力してもらえるボランティアがいたらそういう方とも協力しながら、取り組んでいきたい。
参加者 1 3 (天白区)	自宅周辺で地域猫活動を始めているが、その一番の目的は愛知県の猫の殺処分を減らすことである。でも、日々の生活は、公園で猫の世話をしながら手術をすすめ、公園にメモを掲示し、手術した猫の写真を撮り、記録に残し、天白保健所に報告書を提出している。土木事務所にも報告書を送り、環境省のポスターを掲示してほしいというお願いもしている。殺処分の6割が目も開いていないような子猫と聞いているが、猫の供給過剰だと思っているので、生まれてくる猫を止めるしかなく、それには手術しかない。また、生まれてきた猫は殺さずに里親を募集していくこと。この二つが殺処分を減らす策だと思う。生まれる前の命は仕方がないが、生まれた後の命は何とか助けたい。猫の不妊・去勢手術については、名古屋市の助成金は撤廃して、飼主のいるいないにかかわらず、費用を安くしてほしい。獣医師に数千円で手術するよう言ってみればいいのではないか。その後の健康のためにワクチン接種を義務付け、ワクチン接種をするならば数千円でやる、というような一律の費用にしてほしい。いずれはペットショップで犬猫を販売するのはやめてほしいと思っているが、この不況なので、生体

	販売にかかる経費が増えていけばいずれやめるのではないかと考えている。だから、そのような法規制だったら歓迎したい。福岡市と京都市の動物愛護センターでは、無料で猫の不妊手術をしている。こういうことも、名古屋市動物愛護センターに見習ってほしい。二度と安楽死という言葉を使わないでほしい。
天白保健所 生活環境課長	参加者13さんが言ったように、少しでも生まれる猫の数を減らすしかない。生まれた命はできるだけ守っていかなくてはいけない。その対応を市は考えていかないといけないし、このように意見をお聞きするのもその第一歩だと考えている。
動物愛護 センター所長	京都市と福岡市では、センターで避妊・去勢手術を始めるということを聞いている。「名古屋市動物愛護センターではできない」とは言わない。しかし、単年度の事業で終わるものではないので、施設、人員、予算等も含めて検討していかなくてはいけない。また、市内の所有者のいない猫全てを手術することはできない。京都市も福岡市も、一定のルール下で管理された猫の手術をしていくという予定のようである。ルール作りを議論していく中で検討していくことになると考えている。
参加者2 (千種区)	ボランティアが育てるので、動物愛護センターに持ち込まれた子猫をボランティアに預けてほしい、という話をした人がいるのだが、断られたとのこと。持ち込まれた猫は、とにかく殺すと言われたらしい。
動物愛護 センター所長	センターに入れた猫をすべて殺処分しているわけではない。子猫は育ちにくいし、病気を持っていたりするので殺処分する確率は高いかもしれないが、命あるものなので1頭でも多くの命を助けたいとセンター職員全員が考えている。そのような気持ちで譲渡もしている。ボランティアの協力も借りながらできるように、今準備をすすめている段階である。殺処分を減らすには、センターに入ってくる動物を減らすことと譲渡を増やすことに尽きるかと思う。愛知県動物愛護管理推進計画は、10年後には殺処分を半減するという目標をたてているが、半減以上になることを目標に取り組みを推進しているところである。
参加者9 (瑞穂区)	ペットショップで大きくなった犬猫が動物愛護センターに持ち込まれたりするのか。
動物愛護 センター所長	ペットショップは営業として行っているので、仮にそういう話があったときには、他の方に譲渡などをするよう話をし、引取らないようにしている。
参加者9 (瑞穂区)	ペットショップの規制を厳しくすべき。住民票を出させてから販売するなどしないとイケない。どこかでストップをかけないとイケない。
参加者6 (西区)	犬猫を引取る際には、身分証明証を確認したり、引取手数料を取ればいい。
参加者3 (千種区)	行政は、全部逃げています。これは人権の問題。飼いたいという人の人権をどこまで守って、ペットで迷惑を被っている人の人権をどこま

	<p>で守るか。それを法的にきちんと名古屋市に決断をつけてもらいたい。保健所に相談にいかなくてはいけないという問題ではなくて、法律や条例できちんと決めて、動物を飼いたい人は飼いたくてその権利があり、迷惑受けている人も迷惑を受けているわけだから、人権問題だと言っている。</p>
<p>参加者 1 (千種区)</p>	<p>長いことボランティアをやってきたので、保健所の立場が良く分かる。例えば、野良犬や野良猫なんて、きちんとした飼主が捨てるわけがない。自分は、シェルターを作って、何十頭と収容してきたが、若い猫だとあと 10 年生きる。ケアがいいから長く生きる。大きな猫たちは早く死んでいった。全部病气持ち。保健所の立場からすると、そういう犬猫がいっぱいくる。それを譲渡しようとする、病气を持った犬猫を飼主に押し付けるわけにはいかない。どうしてこんなに野良猫が増えたかという、野良猫の天敵である野良犬がいなくなったからである。役所には役所の権限・範囲があって、司法の場に足を踏み入れることができないことを認識すべきである。</p>
<p>コーディネーター</p>	<p>参加者同士の間での意見交換が始まってきたところだったが、こういう動きがどんどん広がっていくと、コミュニケーションもとれてくることになる。そして、こういうところに協力できるのではないかと、一緒にやってみようという動きも、このような話し合いの中から生まれてくるのではないかと思う。ひとつ理解していただきたいのは、名古屋市の行政だけでは迷惑防止にしても動物愛護にしても、うまくできないということである。皆さんとの協働関係をいい意味で築きあげてこそ進んでいくものと思う。動物愛護の仕事をしていて心に残った言葉はいろいろあるけれど、その中のひとつに「公園でお腹をすかしている野良猫を見て放っておくのも動物愛護。エサをあげたり助けてあげるのも動物愛護。両方、動物愛護なのではないか」というものがあった。今日、いろいろな方がいろいろな意見を言ったが、それを象徴するような言葉ではないかと考えている。野良猫がいない地域というのも寂しいような気もするし、野良猫がいる地域というのも迷惑問題や公衆衛生上問題のある地域という言い方もできるなど、両方の考え方があるのかと思う。大切なのは、研究会の報告書や本日の意見交換会を皮切りに、いろいろと話し合いを進める中で、あるべき姿を探っていこうというところである。今後の名古屋市の前向きな取り組みにご理解をいただくとともに、ご協力をいただきたい。</p>